

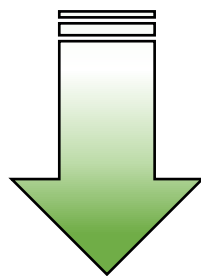
表題	野辺土地改良区が設立されます
内容	<p>■設立総会の開催 野辺土地改良区は、野辺地区の関係地権者によって構成され、ほ場整備事業（土地改良事業）を行う公法人です。来賓挨拶の後、規約などの議決や役員を選任などの議事が執り行われます。</p> <ul style="list-style-type: none">・日時 令和5年8月22日 午後2時～・場所 三野谷公民館 講堂 <p>■概要 野辺地区は、大正初期に耕地整理が行われて以来、農地区画が整理されていません。本事業は、大型機械の導入や担い手が耕作する農地の集約を行うため、地元農家を中心に令和元年に要望書が提出されて動き出しました。農地の大区画化や農道・水路の整備はもちろんのこと、自動給水栓や田んぼダムの導入などによるスマート農業も推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業期間 令和5年度～10年度・地区 73.2ha・事業区域 館林市野辺町、邑楽郡千代田町萱野、邑楽郡明和町大輪 <p>■ほ場整備事業とは ほ場整備事業（土地改良事業）とは、地元農家を中心となり、区画が小さく、不整形になっている田や畑などの農地（ほ場）を区画整理し、生産性の高い農地にすることを言います。区画整理とともに、農道・用排水路などを整備したり、整備後の農地を整備前の面積に応じて再分配（換地）したりします。本市においては、谷田川北部地区（工期：平成13年～18年）以来17年ぶりの事業となります。</p>
本件の 問合せ先	ほ場整備課ほ場整備係 Tel0276-47-5146 メール hojo@city.tatebayashi.gunma.jp

野辺地区ほ場整備事業について

①野辺地区の現況・事業目的

野辺地区の現況

農地	不整形、小区画であるほか、農地が分散し、集団化されていないため農作業効率が悪い。
道路	幅員が狭く、路面状態が悪いため、通作及び輸送に支障を来しており、大型機械を用いた営農が行えない。
水路	老朽化が進行し、機能低下が見られ、排水不良を招いている。また、整備されておらず土水路のままとなっている箇所も見受けられる。
農家	高齢化及び後継者不足により、農地の遊休化及び耕作放棄地の増加が懸念される。



不整形農地



狭小道路

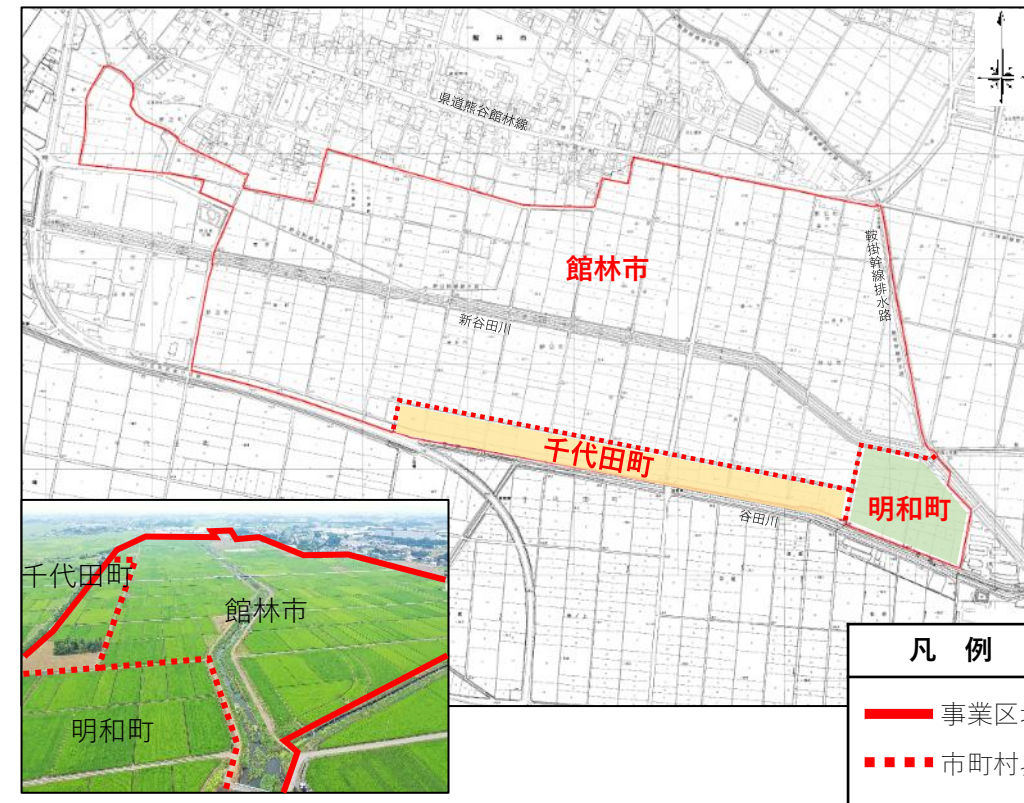


未整備水路

事業目的

現状のままでは、地域農業の衰退が懸念され、耕作放棄地増加のおそれがある。このことから、農地、道水路等を一体的に整備する『ほ場整備事業』を実施し、営農環境の改善を図るとともに中心経営体（担い手等）への農地集積を推進することで、地域農業の安定化及び活性化を図る。

③事業区域



凡例	
——	事業区域
- - - -	市町村界

④事業経過

概要	
H30. 12	野辺地区ほ場整備事業準備委員会立上げ
R 1. 8	館林市へ事業推進要望書提出（同意率97.6%）
R 1. 10	明和町、千代田町へ事業説明
R 2. 4	県営調査開始。事業推進のため、県へ職員を派遣
R 2. 7	野辺地区ほ場整備事業推進協議会及び営農検討会設立
R 2. 9	経済建設常任委員会現地視察
R 4. 1	令和3年度 地権者対象説明会
R 4. 7	営農検討会 スマート農業先進地視察（福島県）
R 4. 10	令和4年度 地権者対象説明会
R 5. 3	土地改良区設立認可申請
R 5. 6	事業計画の決定
R 5. 6	土地改良区設立の適否決定
R 5. 7	土地改良区設立認可（予定）

②事業概要

補助事業名	県営農業競争力強化農地整備事業
事業期間	令和5年度～10年度
概算事業費	総事業費：1,470,000千円（2,509千円/10a）
事業費負担率	国50%、県27.5%、市町10%、地権者12.5%
現況地区面積	73.2ha（農地：61.1ha、道水路等：12.1ha）
受益面積	58.5ha（水田：51.7ha、畑：6.8ha）
工事内容	整地工：58.5ha、道路工：8.6km 用水工：6.0km、排水工：7.5km、暗きょ排水工：49.6ha